

地球温暖化対策推進法に基づく 「促進区域」に係る環境配慮基準の策定について

琵琶湖・GX推進対策特別委員会 資料2
令和5年(2023年)10月10日(火)
総合企画部CO₂ネットゼロ推進課

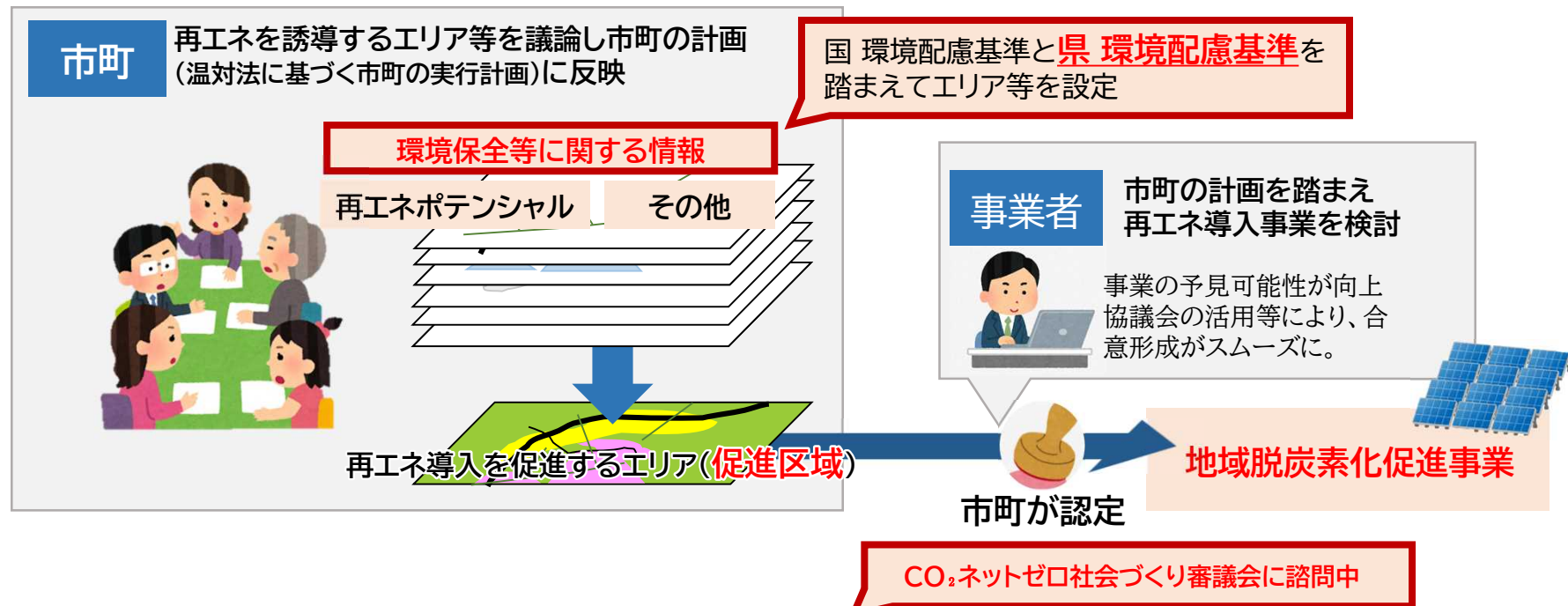
① 法改正の背景

地域の脱炭素化には、地域や経済の活性化にもつながる再エネの有効活用が重要である。
一方で、不適切な再エネの開発に伴う環境影響等による地域トラブルが全国的な問題となっている。



② 「地域脱炭素化促進事業」の制度化

自然環境や地域社会への影響が少ないエリアを再エネ導入を促進する区域(「促進区域」)として市町が設定し、新たな開発を適地に誘導し、地域の課題解決にも貢献する再エネ導入(地域脱炭素化促進事業)を推進する制度が創設(令和4年度から)



③ 滋賀県 環境配慮基準の策定(令和5年度策定予定)

全国一律の国の基準だけでなく、県の基準を策定することで、**滋賀県の実情に合わせた適地に促進区域の設定を誘導**

例) 水源森林地域、砂防指定地、ヨシ群落保全区域などを促進区域に含めない区域とする
エリア内における文化財や伝承文化に対する事前の調査を必要とする など

県環境配慮基準策定以降は、市町の促進区域の設定を通じた適地への再エネ導入(地域脱炭素化促進事業)の支援を検討

滋賀県 環境配慮基準の案

基本事項

① 基本的な考え方

自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から、以下の考え方で 滋賀県の環境配慮基準を策定
安全・安心 生物多様性 景観・眺望 地域との調和

② 対象施設

本県の再生可能エネルギーのポテンシャルおよび導入目標を踏まえ、**太陽光発電を対象**とする。

促進区域に含めない区域

環境配慮事項		除外する区域	分類
1 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項	水の濁りによる影響	水源森林地域	安全・安心
	土地の安定性への影響	砂防指定地 保安林 地すべり防止区域 急傾斜地崩壊危険区域 土砂災害特別警戒区域	安全・安心
2 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項	植物の重要な種及び重要な群落への影響	ヨシ群落保全区域 希少野生動植物種の生息・生育地保護区	生物多様性
	動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	ラムサール条約湿地 鳥獣保護区の特別保護地区 希少野生動植物種の生息・生育地保護区	生物多様性
	地域を特徴づける生態系への影響	緑地環境保全地域 滋賀県自然環境保全地域	生物多様性
3 人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する事項	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立/国定公園(第2種特別地域 第3種特別地域) 県立自然公園(第1種特別地域 第2種特別地域 第3種特別地域) 歴史的風土特別保存地区 琵琶湖システム対象地域(※) ※国連食糧農業機関から世界農業遺産に認定を受けた「琵琶湖システム」のうち、魚のゆりかご水田などの湖の保全に寄与する農業実践農地	景観・眺望
4 その他滋賀県が必要と判断するもの	その他滋賀県が必要と判断するもの	河川区域 農用地区域	安全・安心 地域との調和

(国基準) 促進区域に含めない区域

原生自然環境保全地域 自然環境保全地域 国立/国定公園(特別保護地区・海域公園・第1種特別地域)
 国指定鳥獣保護区の特別保護地区 生息地等保護区の管理地区

(国基準) 考慮すべき区域・事項

国立公園、国定公園(上表以外) 生息地等保護区の監視地区 **砂防指定地 地すべり防止区域 急傾斜地崩壊危険区域**
保安林であって環境の保全に関するもの 国内希少野生動植物種の生息・生育への支障 騒音その他生活環境への支障

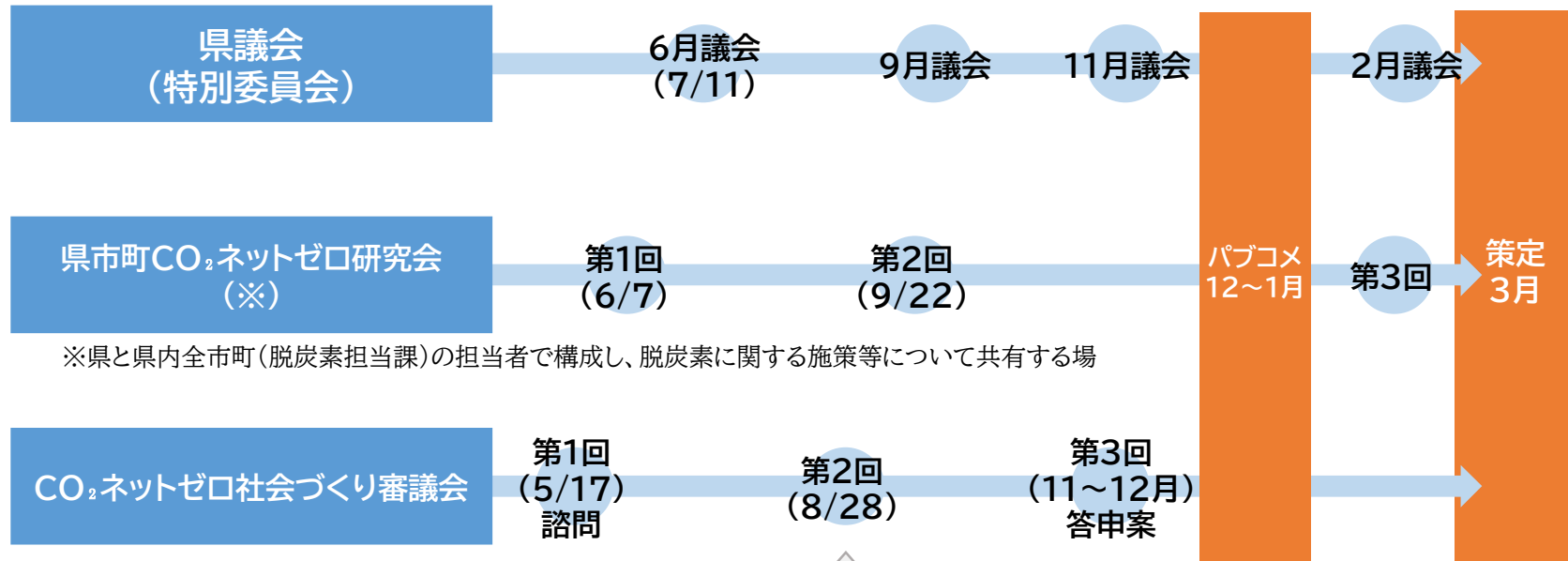
滋賀県 環境配慮基準の案

促進区域の設定にあたって考慮すべき環境配慮事項

環境配慮事項		収集すべき情報		分類		
1 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項	騒音による生活環境への影響	保全対象施設(学校、病院等)の分布状況	住宅の分布状況	地域との調和		
	水の濁りによる影響	河川等の公共用水域の水質および利用状況 湖沼、ため池等の位置と規模、貯水量	各種漁業の操業の状況および産卵保護水面区域 地域の降水量の状況	安全・安心		
	土地の安定性への影響	土砂災害警戒区域 地盤沈下に係る状況	地先の安全度マップ 盛土、切土	洪水浸水想定区域	安全・安心	
	主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	保全対象施設(学校、病院等)の分布状況	住宅の分布状況	交通の状況	景観・眺望	
2 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項	植物の重要な種及び重要な群落への影響	環境省レッドリスト 保全上重要な湿地	滋賀県で大切にすべき植物群落 自然記念物 ヨシ群落普通区域 生物多様性保全上重要な里地里山 特定植物群落 巨樹・巨木林	生物多様性		
	動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	環境省レッドリスト	滋賀県で大切にすべき野生生物 イヌワシ・クマタカの保護および生息環境保全ゾーン	生物多様性		
	地域を特徴づける生態系への影響	守りたい育てたい湖国の自然100選		生物多様性		
3 人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する事項	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国定公園(普通地域) 歴史的風土保存区域 史跡、名勝、天然記念物	県立自然公園(普通地域) 伝統的建造物群保存地区 伝承文化	景観計画区域 重要文化的景観	風致地区	景観・眺望
	主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	自然歩道	緑の回廊		景観・眺望	
4 その他滋賀県が必要と判断するもの	地下水の保全 有形文化財 第1種農地等集団的優良農地	河川保全区域 埋蔵文化財 地域計画の区域内農地	ふるさと文化財の森 過去の土地の利用状況		安全・安心 地域との調和	

環境配慮基準の策定に向けたスケジュール等

市町や県議会からの意見を踏まえ、審議会の答申を基に令和5年度内の策定を目指す



CO₂ネットゼロ社会づくり審議会での主な意見

規制に向けた国の動きに適切に対応するためには市町への徹底も重要(東京大学 高村 ゆかり)

「促進」か「保全」かの二元論で議論するのではなく、両者が調和する開発について議論した方が良い。
(滋賀大学 田中 勝也)